

ご存じですか？

代理人が税関係の証明書を請求する場合には委任状が必要です。

ご本人以外の方が、課税証明書等を請求される場合は、ご本人が記入した委任状が必要です(親子・夫婦など同居の家族であっても必要です)。

このご案内の右側の様式に直接記入してお持ちください。
他の様式でも、記入内容が同じであれば受け付けいたします。

○ 委任状を記入する際の注意点

- ・ 全て、委任者(たのむ方)が記入してください。
- ・ 委任者の氏名の横に、委任者本人の印鑑(シャチハタ等のゴム印以外)を押印してください。

○ 申請する際の注意点

- ・ 窓口で、代理人の方のご本人確認をしています。
運転免許証・健康保険証などをご提示ください。
- ・ 手数料は1通につき300円となります。
- ・ 委任者が委任状を書けない場合は、あらかじめ八戸市資産税課にご連絡ください。

(連絡先) 八戸市 資産税課 管理償却グループ (別館3階)
0178-43-9037

- 税関係の証明書は、資産税課、南郷事務所、各市民サービスセンターでお取りになれます。

委 任 状

代理人(窓口に来る方)

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日生

上記の者を代理人とし、次の申請(受領)に関する
一切の権限を委任します。

令和2年度 市・県民税課税(所得)証明書(通)

令和 年 月 日(記入した日)

委任者(たのむ方)

住 所 _____

フリガナ

氏 名 _____ 印

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日生

◎委任状の偽造または偽造した委任状の行使をしたときは、刑法159条、161条により罰せられる場合があります。